

市職員の給与・職員数などを公表します



「亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」などにに基づき、次のとおり公表します。市職員の給与などを公表することで、人事行政の運営等の公正性、透明性の向上を目指します。

市職員に支給される給与は、国家公務員に準じ、民間との比較、ほかの地方公共団体とのバランスを考えて、市の条例で定められています。

市では、健康、福祉、教育、都市整備、生活環境など、市民の皆さんの生活に関わる仕事を行っており、これに携わる各部署に職員を配置しています。

※市職員の給与など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

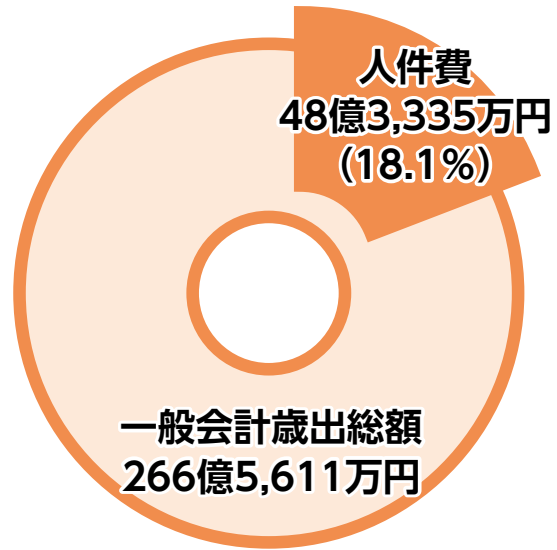


問合せ 総務課人事給与グループ (☎84-5031)

1 人件費の状況

令和2年度における人件費は、48億3,335万円で、一般会計歳出総額に占める割合は18.1%でした(地方財政状況調査表より)。

※この人件費は、市立医療センターや特別会計に属する職員を除く、一般会計における給与の支払額の合計です。



2 給料の状況

●一般行政職の平均給料

区分	亀山市	三重県
平均給料月額	333,191円	337,851円
平均年齢	43.2歳	44.0歳

(令和3年4月1日時点)

令和2年度ラスパイレス指数 亀山市:100.1

※ラスパイレス指数…国と地方公共団体との職員構成を同一と仮定し、国家公務員を100としたときの地方公務員の給料の水準を表す指数のこと

●初任給および経験年数別平均給料月額

初任給	大学卒	171,700円
	高校卒	150,600円
経験10年	大学卒	271,900円
	高校卒	232,800円
経験15年	大学卒	305,500円
	高校卒	278,800円
経験20年	大学卒	358,100円
	高校卒	311,100円

3 特別職の報酬など

特別職である市長や市議会議員などの給料(報酬)は、市民の方で構成する「亀山市特別職報酬等審議会」の答申に基づいて、条例で定められています。

●特別職の給料(報酬)など

区分	給料(報酬)月額	期末手当
市長	945,250円	6月期 1.975月分 12月期 2.125月分 計 4.10月分
副市長	745,000円	
教育長	650,000円	
病院事業管理者	650,000円	6月期 1.775月分 12月期 1.925月分 計 3.70月分
議長	495,000円	
副議長	420,000円	
議員	390,000円	

(令和3年4月1日時点)

4 職員の主な手当の状況

職員に支給されている手当は、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当などがあります。

令和3年度の民間事業所におけるボーナスに相当する期末・勤勉手当の支給割合は、年間4.45月分です。

また、退職手当は、退職時における給料月額と勤続年数に応じて支給されます。期末・勤勉手当および退職手当ともに、支給割合は国に準じています。

●扶養手当・住居手当・通勤手当(月額)

区分	内容
扶養手当	配偶者…6,500円
	子…1人10,000円 ※満16歳以上22歳以下の子は5,000円加算
	その他の扶養親族…1人6,500円
住居手当	借家(月額16,000円以上を支払う者) …28,000円(1カ月当たりの最高支給限度額)
通勤手当	交通機関利用者 …55,000円(1カ月当たりの最高支給限度額)
	交通用具使用者(2km以上) …2,100円～31,600円

(令和3年4月1日時点)

●時間外勤務手当

令和2年度	支給総額	139,141千円
	職員1人当たりの支給年額	296千円

(一般会計)

●期末・勤勉手当

	6月期	12月期	計	前年度
期末手当	1.275月分	1.275月分	2.55月分	2.6月分
勤勉手当	0.95月分	0.95月分	1.9月分	1.9月分
計	2.225月分	2.225月分	4.45月分	4.5月分

(令和3年4月1日時点の支給割合)

●退職手当

	勤続25年	勤続35年	最高限度額
自己都合	28.0395月分	39.7575月分	47.709月分
勤奨・定年	33.27075月分	47.709月分	47.709月分

(令和2年度支給割合)

加算措置 定年前早期退職特別措置(2%～20%)

※定年までに退職した職員に対し、給料月額の2%～20%を加算して退職手当を支給します。

5 職員数の状況

●部門別職員数の推移

部門	区分	職員数(人)			対前年増減数(人)		
		平成31年	令和2年	令和3年	平成31年	令和2年	令和3年
一般管理	議会	7	7	7	0	0	0
	総務	89	89	87	-1	0	-2
	税務	20	20	19	1	0	-1
	農水	13	14	14	-2	1	0
	商工	9	9	9	0	0	0
	土木	45	44	42	0	-1	-2
	小計	183	183	178	-2	0	-5
福祉	民生	90	88	89	0	-2	1
	衛生	31	31	33	-1	0	2
	小計	121	119	122	-1	-2	3
一般行政合計		304	302	300	-3	-2	-2

特別行政	教育	72	74	73	1	2	-1
	消防	80	83	79	0	3	-4
特別行政合計		152	157	152	1	5	-5

公営企業等	病院	90	92	89	-2	2	-3
	水道	14	14	14	0	0	0
	下水道	14	14	14	0	0	0
	その他	12	13	14	0	1	1
公営企業等合計		130	133	131	-2	3	-2

総合計	586	592	583	-4	6	-9
-----	-----	-----	-----	----	---	----

(各年4月1日時点)

※職員数の増減は、主に定員適正化に向けた定員管理を行っているためによるものです。

